

第94回札幌市緑の審議会

議 事 録

日 時：2023年9月19日（火）午前9時30分開会
会 場：ホテルモントレエーデルホフ札幌12階「ベルクホール」

1. 開 会

○事務局（小松みどりの推進課長） 本日は、お忙しいところ、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまから第94回札幌市緑の審議会を開催いたします。

私は、審議会の事務局を担当しております建設局みどりの推進部みどりの推進課長の小松でございます。どうぞよろしくお願いたします。

初めに、事務局から報告事項がございます。

本日は、委員16名中12名の方のご出席予定となっております。1名の方が遅参していますけれども、後ほど到着の予定でございます。12名がご出席でございますので、札幌市緑の保全と創出に関する条例施行規則第67条第3項の規定によりまして、定足数である過半数に達しておりますので、この会議が有効に成立していることをご報告申し上げます。

2. 挨拶

○事務局（小松みどりの推進課長） それでは、審議会の開会に当たりまして、札幌市建設局長の荻田よりご挨拶を申し上げます。

○荻田建設局長 おはようございます。建設局長の荻田でございます。

本日は、お忙しい中、また、朝早くから会議にご参集をいただきまして、本当にありがとうございます。委員の皆様におかれましては、日頃より札幌市の緑化行政に多大なるご理解とご協力を賜っておりますことをお礼申し上げます。また、7月1日付で新たに委員に就任していただいた方々におかれましては、今回、ご快諾をいただきましたことに重ねてお礼申し上げます。

さて、この審議会につきましては、既に皆様もご案内のとおり、昭和52年から開催されておまして、もう既に40年を過ぎております。こうした中、札幌市のみどりの保全や整備に関して重要なご審議をいただきてきました。札幌市としてはその審議の結果を基に緑化行政を進めているところでございます。

なお、全国には20の政令指定都市がございますが、札幌市はその中でも公園数が一番多く、あるいは、市民1人当たりの公園の面積が5位ということで、それなりに成果を上げております。ただ一方で、これもご案内のとおり、札幌市の人口が減少になってまいりました。また、ある程度大きな公園につきましては概成化が進んでおります。

そのため、これまでは、どちらかという、みどりの量を何とか確保しようということでしたが、これからは量より質といいたしめようか、そういった方向に軸足を動かし、なおかつ、そのみどりの付加価値をいかに市民の皆様と共有し、後世につなげていくことが今後は求められていくのではないかと感じております。

本日の議題の一つ目は札幌市都心のみどりづくり方針の策定について、二つ目は札幌市森づくり基本方針の策定についてとなります。いずれも札幌市としての大きな課題です。先ほど申し上げましたとおり、社会情勢は変化しておりますし、市民ニーズも多様化して

いる状況です。こういった中、各方面の皆様から忌憚のないご意見を賜ればと考えています。

結びとなりますが、これまで以上に札幌市の緑化行政にお力添えを賜ることをお願いしまして、簡単ではございますが、開会に当たっての私からのご挨拶とさせていただきます。

本日は、よろしく願いいたします。

○事務局（小松みどりの推進課長） 荻田局長、ありがとうございます。

3. 委員紹介

○事務局（小松みどりの推進課長） 続きまして、委員の皆様をご紹介します。

座席順に有坂委員から時計回りでお名前を読み上げますので、その場でご一礼をいただければと思います。

R C E 北海道道央圏協議会 有坂委員です。

酪農学園大学農食環境学群環境共生学類 伊吾田委員です。

札幌市民生委員児童委員協議会 五十鈴委員です。

札幌商工会議所 犬嶋委員です。

公募委員 上原委員です。

公募委員 河原委員です。

国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所北海道支所 菊地委員です。

公募委員 木藤委員です。

北海道大学大学院農学研究院 佐々木委員です。

日本野鳥の会札幌支部 猿子委員です。

北海道大学大学院農学研究院 松島委員です。

札幌市立大学デザイン学部 森委員です。

なお、本日は、札幌弁護士会 石松委員、北海道大学大学院工学研究院 小澤委員、一般社団法人北海道建築士会 児玉委員、北海道科学大学工学部建築学科 福田委員、以上4名から欠席する旨のご連絡をいただいております。

4. 事務局紹介

○事務局（小松みどりの推進課長） 続きまして、事務局職員を紹介いたします。

高橋みどりの推進部長です。

鈴木みどりの管理担当部長です。

濱岡みどりの活用担当課長です。

このほか、みどりの推進部の関係職員が出席をしております。

◎連絡事項

○事務局（小松みどりの推進課長） 次に、配付資料の確認をさせていただきます。

資料は、全部で12点ございます。

第94回札幌市緑の審議会次第、座席表、第23次札幌市緑の審議会委員名簿、資料1「札幌市緑の審議会について」、資料2-1「札幌市都心のみどりづくり方針の策定について」、資料2-2「札幌市都心のみどりづくり方針概要版」、資料2-3「札幌市都心のみどりづくり方針本書」、資料2-4「札幌市都心のみどりづくり方針(案)に対する意見概要」、資料3-1「札幌市森づくり基本方針の策定について」、資料3-2「札幌市森づくり基本方針意見対応表」、資料3-3「札幌市森づくり基本方針(案)概要版」、資料3-4「札幌市森づくり基本方針(案)本書」、以上12点をお配りしています。ご確認の上、資料に不足等ございましたらお知らせをいただければと存じます。

5. 札幌市緑の審議会について

○事務局(小松みどりの推進課長) それでは、次第5の札幌市緑の審議会について説明させていただきます。

今回は、第23次緑の審議会の第1回目ということで、今期から7名の方が新たに緑の審議会委員に就任されましたので、改めて簡単ではございますが、緑の審議会についてお手元の資料1に沿って説明させていただきたいと思います。

なお、関係条例・規則の抜粋を資料1の2ページ以降に載せていますので、必要に応じてご参照をいただきますようお願い申し上げます。

札幌市緑の審議会は、昭和52年4月に旧札幌市緑化推進条例に基づき設置された機関です。その後、平成13年10月に施行いたしました現行条例の札幌市緑の保全と創出に関する条例におきまして、引き続き、その設置、組織及び審議事項を規定しています。

委員定数は27人以内で、任期は2年となっております。組織や運営に関することは札幌市緑の保全と創出に関する条例の施行規則で定めています。

今年7月に2年ごとの改選時期を迎えまして、第23次の委員として16名の方にご就任をいただきました。そのうち、7名の方に新規就任、9名の方に再任をいただいております。

この後に選出していただきます会長は審議会を代表し、会議の議長となります。

審議会の議事につきましては、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところとなります。

次に、緑の審議会で審議していただく審議事項についてご説明いたします。

審議事項は条例で定められています。

具体的には、資料にありますとおり、緑の基本計画の策定・変更、緑保全創出地域の指定・変更・解除、保存樹木等の指定・解除、風致保全方針の策定・変更、風致地区の種別の指定・変更・解除、緑化推進計画の認定・変更、緑化推進地区の指定・変更、最後に、その他市長が諮問する緑の保全と創出に関する重要事項となります。

また、条例に定める審議事項以外の事項に関し、緑化に関する重要事項についても適宜ご報告申し上げ、ご意見をいただいているところでございます。

本日は、札幌市都心のみどりづくり方針、札幌市森づくり基本方針の2点の策定につきまして、条例外の報告事項とはなりますが、審議会の皆様のご意見をお聞かせいただきたいと存じます。

最後に、これまでの審議会でご審議をいただいた主な審議事項についてですが、3に記載のとおりとなっています。

本審議会の配付資料や議事録につきましては札幌市のホームページで公開していますので、そちらも適宜ご確認をいただければと存じます。

また、本日の議事録につきましても公開前に皆様に内容の確認をお願いしますので、ご協力のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

6. 会長・副会長選出

○事務局（小松みどりの推進課長） 続きまして、次第6の会長・副会長の選出です。

選出については、札幌市緑の保全と創出に関する条例施行規則第66条第1項により、委員の互選によることとされております。

皆様方から推薦等のご意見が特段ない場合は事務局からご提案をさせていただきます。

会長・副会長の選出について推薦等のご意見はございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○事務局（小松みどりの推進課長） 特段のご意見がなければ、事務局から提案させていただきますと存じますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○事務局（小松みどりの推進課長） それでは、事務局からの案といたしまして、会長は佐々木委員、副会長は松島委員にそれぞれお願いしたいと考えてございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○事務局（小松みどりの推進課長） ご了解をいただきましたので、会長は佐々木委員、副会長は松島委員にそれぞれお願いしたいと思います。

恐れ入りますが、両委員は会長・副会長の席へご移動くださいますようお願いいたします。

〔会長、副会長は所定の席に着く〕

○事務局（小松みどりの推進課長） それでは、このたび、会長・副会長に選任されました佐々木会長、松島副会長より、一言、ご挨拶をいただければと思います。

佐々木会長からよろしく願いいたします。

○佐々木会長 北海道大学の佐々木と申します。

ただいま会長にご指名をいただきました。微力ながら2年間務めさせていただきたいと

思いますので、よろしくお願いいたします。

私は、北海道大学の農学部の森林科学科という学科で木材の研究をしております。みどりに関わることを言いますと、木を切って、最後の木を使うというところになります。非常に狭い分野の専門ですので、緑の審議会で議論する全ての議題に精通しているわけではありません。そのため、各分野の専門の委員や公募委員の皆さんの意見が非常に大切になりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

○松島副会長 改めまして、北海道大学の松島と申します。よろしくお願いいたします。

私は、佐々木先生と同じく、農学部でありまして、花卉・緑地計画という、昔で言う造園学という研究室におります。前任の愛甲委員の後任として、今回、審議会の委員を引き受けさせていただくことになりました。

1992年に札幌に住み始め、もう30年がたちます。ほかの市町村ではこういった審議会等に参加する機会があったのですが、札幌市のものについては、自分が住んでいるのに、今まであまり関わる機会がありませんでした。これを機にみどりのことをいろいろと考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○事務局（小松みどりの推進課長） ありがとうございます。

それでは、ここからの議事進行につきましては佐々木会長にお願いしたいと思います。

7. 議 事

○佐々木会長 それでは、ここから審議を進めていきます。

次第にありますように、一つ目の案件は札幌市都心のみどりづくり方針策定についてです。

まず、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○事務局（小松みどりの推進課長） それでは、札幌市都心のみどりづくり方針の策定についてご説明いたします。

資料2-1の札幌市都心のみどりづくり方針の策定について、資料2-2から資料2-4を用います。

資料2-1の内容に沿って進めさせていただきます。

まず、これまでの検討経緯についてご説明を申し上げます。

本方針は、第4次札幌市みどりの基本計画に基づく取組の一つとして、令和2年度から策定に向けた検討を進めてまいりました。検討に当たりましては、造園分野や都心のまちづくり分野などの専門家から成る検討委員会を設置し、都心部のみどりの現状把握、公共緑地や民有地緑化の進め方など、様々なテーマに沿って具体的な議論を重ねてまいりました。

検討委員会は、全8回開催しまして、審議内容は1の表の右から2列目の検討委員会の欄に記載のとおりとなっております。

また、この間、緑の審議会にも適宜経過をご報告し、委員の皆様からご意見をいただい

てまいりました。

表の左から2列目の緑の審議会の欄をご覧ください。

初めに、令和2年度は、策定作業の開始のご報告を行い、令和3年度は中間取りまとめのご報告をいたしました。そして、令和4年度は中間取りまとめ報告以降の検討状況、それから、令和5年度ですが、6月の前回の審議会におきましては、市民意見を募集する、いわゆるパブリックコメントの実施に先立ち、方針案についてご報告させていただきました。

また、その他の欄にありますとおり、方針の検討過程におきましては、札幌駅前通地下歩行空間の北大通交差点広場におけるオープンハウス（パネル展示型の説明会）を実施しまして、都心のみどりや大通公園などについて市民の皆様から幅広いご意見をいただきました。

今回、初めて委員にご就任された方も多くいらっしゃいますので、ここで概要版を用いて札幌市都心のみどりづくり方針の概要についてご説明させていただきます。

資料2-2の概要版の表紙を1枚おめくりください。

札幌市都心のみどりづくり方針は、先ほど申し上げたとおり、第4次札幌市緑の基本計画に位置づけております都心のみどりの増加と価値の向上を実現するため、都心のみどりの具体的な将来像と取組方針を定めるものです。

本方針の対象エリアは、基本的に第2次都心まちづくり計画のエリアと整合を取っておりますけれども、みどり空間の連続性という要素を考慮し、その範囲に加えて、周囲のまとまったみどりの隣接範囲も対象エリアとしております。

資料右側の二つの基本目標と三つの基本方針についてです。

基本目標としては、都心全体として良好な景観形成や都市環境の向上などを図るため、都心の魅力を高めるみどりの創出と活用、みどりのネットワークの形成の2点を位置づけています。

基本目標の実現に向けて取り組む基本方針としては、1点目が公共インフラの整備・改修によるみどり豊かな空間の形成、2点目が民間開発等との連携による魅力的なみどり空間の創出、3点目が市民・企業・行政の協働によるみどりづくりの推進であり、この3点を位置づけています。

次のページをお開きください。

これら三つの方針を踏まえ、特にみどりづくりを進めていきたいエリアを重点エリアと位置づけています。

中心の地図をご覧ください。

都心部のうち、まとまったみどり空間の位置やまちづくりの動向などを踏まえ、みどりづくりを重点的に取り組むエリアとして八つの重点エリアを位置づけています。

軸線的な重点エリアとしては、青色の囲みで示しました札幌駅前通重点エリア、創成川通重点エリア、東4丁目通重点エリア、大通重点エリア、北3条通重点エリアの五つです。

それから、面的な重点エリアとしては、赤色の囲みで示しました札幌駅周辺重点エリア、大通公園西周辺重点エリア、中島公園周辺重点エリアの三つです。

それぞれの重点エリアにおきまして、その地域特性に応じ、みどりづくりの方向性と具体的な取組を定めています。

次のページをご覧ください。

重点エリアのうち、札幌市でこれから取り組む象徴的な公園・緑地事業を主要事業として掲載しています。

1点目が大通公園の在り方の検討、2点目が右側のページの中島公園の魅力アップに向けた機能の強化、3点目が創成川公園以北の憩い空間やみどりのネットワークの強化、4点目が東4丁目通沿いのみどりの充実、5点目が札幌駅周辺のみどりの充実です。

右ページ下段は、都心のみどりづくり方針の実現に向けての取組手法や手順などを示している推進プログラムとなっています。事業期間が長期にわたるもの、短期的な見通しのものなど、様々ございますけれども、各事業とも取り組めるところから順次着手してまいりたいと考えています。

方針概要の説明は以上となります。

お手数ですが、資料2-1にお戻りください。

2のところでも前回の第93回みどりの審議会において委員の皆様からいただいたご意見に対して、今回お配りした概要版や本書で対応した点についてご説明いたします。

まず、みどりのネットワークの形成についてです。

本書の24ページに創成川公園のイメージパースの掲載がありますけれども、遠景の山とつながって野生生物の侵入経路となってしまうように見える、そこで、侵入経路とならないような対応を説明に追加したほうが読んだ人は安心するのではないかというご意見をいただきました。

このご意見を踏まえ、方針案では、みどりのネットワークについては、野生生物の侵入経路とならないように適切に維持管理していくということを説明として追記しました。

次に、概要版のデザインについてです。

文字の色や間隔が異なる部分があるので、見やすくなるように統一するとよい、小タイトルの文字の大きさが異なるので、内容のレベル感が異なって見えるといったご意見をいただきました。

これを踏まえ、概要版において文字の色、間隔、大きさなどを統一し、見やすくなるよう修正しています。

また、表現の修正についてです。概要版の本方針の背景と目的の説明文において、「健康・レクリエーション等の場の文化提供」という一文がございましたけれども、「健康・レクリエーション等の場の提供」と表現を修正しています。

次に、パブリックコメントの実施結果についてご報告いたします。

資料2-4の札幌市都心のみどりづくり方針（案）に対する意見概要に概要をまとめて

いますので、こちらをご覧ください。

このたびのパブリックコメントですが、令和5年6月22日から7月21日まで意見を募集し、5名の市民から14件のご意見をいただきました。

意見募集のための資料配付・閲覧場所については、みどりの推進課事務室と市役所本庁舎、各区役所、各区土木センター、都心9か所にあるまちづくりセンター、札幌市のホームページ等で行っています。

周知方法ですが、札幌市公式ホームページへの掲載のほか、広報さっぽろ7月号にも掲載を行ったところでございます。

意見の提出方法は、郵送、ファクス、電子メール、ホームページ上の意見募集フォームのほか、直接のご持参も可能としていました。

1枚おめくりください。

次に、ご意見の内訳についてです。

今回、5名の方から14件のご意見をいただきましたが、居住区別では、中央区から、それから、提出方法別ではホームページの意見募集フォームが多くなっています。また、項目別で見ますと、第3章の基本目標と基本方針・取組の方向性に関して多くのご意見をいただいたところです。

次のページに、意見の概要を要約あるいは分割し、掲載しています。

このご意見のうち、5番目と11番目のご意見を踏まえ、本書を修正しておりますので、ご説明いたします。お手数ですが、再度、資料2-1にお戻りください。

1点目は、みどりづくりのボランティアについてです。

札幌市都心のみどりづくり方針において、ボランティアに求めるものが分からないというご意見をいただきましたので、本方針におけるボランティア活動の目的が分かりやすくなるよう、本書の17ページの①の市民・企業による緑化活動への支援の2行目に「花とみどりが豊かな都心のまちづくりを推進するため」という記述を追加しています。

2点目は、誰もが参画できるみどりづくりについてです。

高齢者も障がいのある方も札幌市都心のみどりづくりに参加させてほしいというご意見をいただきましたので、様々な方がみどりづくりにご参加をいただけますよう、本書の17ページの②の協働によるみどりづくりに向けた普及啓発の4行目後半から「多様な主体との協働によるみどりづくりに向け」という記述を追加しています。

そのほかのご意見につきましては、時間の都合上、詳細なご紹介は省略させていただきますけれども、方針の策定と併せ、いただいたご意見に対する札幌市の考え方をホームページなどで公表することを予定しています。

続きまして、策定スケジュールです。

資料2-1の右側ですが、本日、委員の皆様にご審議をいただきました後、10月中に札幌市都心のみどりづくり方針を策定、公表する予定です。策定後は、本方針に位置づけている取組の具体化に向け、検討を進めていきます。

最後に、取組の具体的展開の一部であります大通公園及び中島公園の検討についてご紹介いたします。

本方針に位置づけております五つの主要事業のうち、まちづくりの更新気運が高い機会を捉えまして、より一層の魅力向上に向けた検討を2年かけて進めていきたいと考えています。令和5年度は各公園の基礎調査などを実施し、現状の把握、新たな視点や必要な取組の整理、課題や方向性の整理、こうしたことを行う予定です。

検討の枠組みについてですが、検討に当たりましては、幅広い視点で検討を進めていくため、様々な分野の有識者から成る検討会を実施し、検討を進めてまいります。参加していただく有識者の専門分野としては、造園・みどり、都市計画、景観、交通、経済・観光、情報、子育てなどを予定しています。右中段の図のとおり、有識者検討会で議論した内容については、適宜、緑の審議会にご報告し、ご助言をいただきながら進めてまいりたいと考えています。

検討の内容ですが、令和5年度は3回程度の検討会を開催し、公園ごとに次のテーマに関する検討を行っていく想定です。大通公園については、1回目では、大通公園の魅力と機能の向上をテーマとし、老朽化への対応や民間事業者との連携手法などに関する議論、2回目では、憩いとにぎわいの両立をテーマとし、日常利用とイベント利用の使い分け、大通公園の丁目ごとの特徴を生かした利活用などの議論、3回目では、沿道と連携したみどりの軸の強化をテーマとし、公園、道路、民間敷地といった横軸での連携や地上地下での縦軸での連携を踏まえ、公園周辺一帯のにぎわい創出などの議論を行っていく想定です。

中島公園に関しましては、1回目では、今あるみどりや芸術文化を磨き高めるというテーマとし、既存の魅力の再確認、日常的な利用環境をさらに充実させていく取組などの議論、2回目では、新たな機能により魅力を向上するということをテーマとし、季節を問わず多様な利用者のニーズを満たしていくために公園にふさわしい機能の議論、3回目では、周辺エリアも含めて活性化させるということをテーマとし、公園周辺事業者などと連携しながら公園とその周辺エリアを含めた魅力向上の議論を想定しています。

最後に、検討のスケジュールについてです。

令和5年度は、申し上げたとおり、検討委員会を3回程度開催することを想定しています。開催時期につきましては、第1回を10月下旬頃、第2回を12月中旬頃、第3回を令和6年3月上旬頃に開催することを想定しています。

令和6年度は、検討会の第1回目から第3回目までの議論の内容について、まず、緑の審議会へご報告申し上げ、ご意見を伺いました後、検討会第4回目以降の開催を想定しています。検討会の第4回目の開催以降も、適宜、緑の審議会へご報告し、その上で令和6年度末に成果を取りまとめてまいりたいと考えています。

以上で札幌市都心のみどりづくり方針の策定についての説明を終了いたします。

○佐々木会長 ただいま、これまで専門の検討委員会で議論されてきた都心のみどりづくり方針に関し、方針案と今後の具体的な取組について報告していただきました。この審議

会でも何度か検討内容を報告していただき、その都度、審議していただけてきました。かなり長い間、ご検討をいただき、もう非常に完成度も高い内容になっているかと思います。ただ、今回初めての方もいらっしゃると思いますので、どんな意見でも構いませんので、ご意見やご質問があればご自由にご発言をいただければと思います。

○菊地委員 みどりづくりのパンフレットは、今までの議論を反映し、たくさん修正していただき、非常にお疲れさまです。

気になったのですが、先ほど説明していただいた対応して修正していただいているうちの24ページにあるはずの文言が見当たらないのです。野生生物の侵入経路とならないようにというものです。そのほか、みどりづくりのボランティアに関する対応事項の花とみどりが豊かな都心のまちづくりを推進するというものは17ページにちゃんとあったのですが、その下の誰もが参画できるみどりづくりの対応事項の多様な主体との協働によるというものは、17ページではなく、18ページのほうにあるのです。ひょっとしたらページがずれているのかなと思っていたのですが、見当たらなかったもので、確認させてください。

○事務局（小松みどりの推進課長） 野生生物の記述に関しましては、分かりにくくて申し訳ないのですが、24ページのイメージパースにある幾つかの吹き出しのうち、下二つの右側の休憩や散歩とゆったりとした時間を感じるという後に加えております。

○菊地委員 適切にということに入っているということですか。

○事務局（小松みどりの推進課長） そういった意味を込め、修正いたしました。

（「意味が通じない」と発言する者あり）

○菊地委員 文言からはそう言っているようには取れないですね。野生生物の侵入経路とならないということを言っているようには読めないですけども、適切な管理というところにどこまで意味を含めるかなのかと思います。

○佐々木会長 私も全部を確認しましたがけれども、この適切に管理されたというところに野生動物の管理も含んでいるのだなと理解しました。しかし、今のように、そうは理解できないという意見もありましたが、事務局としてはいかがでしょうか。

○菊地委員 今までの議論を聞いている人は納得するのかもしれないですけども、初めて見た人はそういう意味が盛り込まれているとは思わないかもしれないですね。

○佐々木会長 ここに野生動物という文言を加えること自体もどうなのかなということもありますか。

○菊地委員 そういう嫌いもあります。

今まで議論してきた中で野生生物の侵入を心配しているという声を上げた委員がいらっしゃいましたよね。ただ、それはないだろうみたいな空気も確かにあったかと思います。ですから、僕も無理にそれを入れるべきだとは感じていないのですが、探したときに見当たらなかったもので、ミスかなと思って言わせていただきました。

○事務局（高橋みどりの推進部長） 前回の緑の審議会でも、委員から、今もそうですけれども、ヒグマの出没が非常に頻繁にあり、市街地周辺のみどりから侵入してきているので

はないかという世間の言われ方がある中でこの説明をしたところでした。

ただ、公園緑地の整備の中でヒグマが侵入してこない緑地整備と言い切るのは、その因果関係も見えない中、難しいところではあるかと思えますけれども、いただいたご意見を記述へどう反映するかとなりますと、少し包括的な表現になってしまうものの、都心部に限らず、縁辺部もそうですけれども、緑地空間の適切な維持管理をしていくということが一歩目としての必要な対策、対応となるという意味で書かせていただきました。

ここに動植物のことまで書くと行き過ぎということもあって苦しいところではあるのですけれども、そういう次第です。

○菊地委員 そういう意図だということであれば大丈夫だと思います。

○佐々木会長 ほかにございませんか。

○木藤委員 今回、初めて都心のみどりづくり方針を読ませていただきました。よくできているなと思いました。その上で、少し細かく、また、間違いでもないのですけれども、直したほうが良いと思う表現がありましたので、申し上げます。

まず、概要版の2ページの基本方針2の「民間開発等との連携による魅力的なみどりの空間創出」というところです。これは、ほかにも出てくるのですけれども、「みどりの空間の創出」のほうが良いと思いました。

次に、基本方針3の取組の例の「ボランティア参加がしやすい」です。これは、「ボランティアが参加しやすい仕組づくり」のほうが良いのではないかなと思いました。

次に、4ページの重点エリアのところの右上の札幌駅前通重点エリアの方向性に「札幌の目抜き通りとしてのにぎわいや多様な活動と調和したどりづくり」とありますが、「み」が抜けています。

次に、6ページに推進プログラムというのがありまして、「創成川公園以北の憩い空間やみどりのネットワークの強化」とありますが、ここだけ緑色ではないのはどうしてですか。

○事務局（小松みどりの推進課長） まず、「み」が抜けているということについては、チェックが行き届いておらず、大変申し訳ありませんでした。最終策定に向け、細かい表現ぶりについては確認するとともに、今いただきましたご指摘も踏まえて修正した上で公表したいと思います。

それから、推進プログラムの創成川以北の件についてです。

こちらのページに記載がありますとおり、創成川通の都心アクセス道路の整備に合わせて緑化空間の北進などを検討していくという内容ですが、現在のところ、そのベースになる都心アクセス道路の具体的な事業のスケジュールが未定です。そういったことから色をつけていないということです。

なお、アクセス道路の具体的な整備内容やその事業のスケジュールが判明次第、それに合わせて緑化の事業の具体的な取組などを検討していくという考えです。

○木藤委員 続けて、資料2-3の本書の構成という図の真ん中のところです。「民間開

発等」の「等」が抜けています。ほかのところは入っているのに、ここだけないのです。

次に、「魅力的なみどりの空間の創出」ですが、ここはちゃんとなっています。

1ページの背景と位置づけの6行目に「第4次札幌市みどりの基本計画は人と自然の共生、都市の魅力向上」とありますが、都市の魅力の向上で、「の」が抜けています。

次に、12行目の「北海道新幹線札幌延伸や、昭和47年の札幌冬季オリンピックに整備された」というところです。「に整備された」という表現はおかしくて、例えば、札幌オリンピック開催を契機として整備されたなどという表現のほうがいいと思います。

次に、3ページの一番下の図です。前の審議会でも指摘されていたことで、「健康・レクリエーション等文化提供」になっています。これも直すところです。

次に、6ページですが、(2)の象徴的な樹木などの保存で「良好な樹木や樹林の保全により、質の高いみどり空間を確保するため、由緒由来」と書いてあります。これは「由緒・由来」ではないかなと思います。

次に、13ページで、これも同じです。基本方針2の「みどり空間の創出」は、「みどりの空間」ということで「の」が抜けています。

15ページがよく分からなかったのですが、①の公園、道路の整備・改修によるみどりの充実というところです。「公園や道路などの都市施設は、社会ニーズの変化などから、従来の在り方に加え、国際競争力の強化や利便性・快適性の向上が求められます」とありますが、国際競争力の強化というのはどういうことでしょうか。

○事務局（高橋みどりの推進部長） 直接読むとなかなか難しいのですが、公園、道路、都市インフラなどは本来の機能そのものがあるのですが、今、札幌に国内外から来街者が来るといったとき、道路区間、公園、みどりも含め、過ごしやすさや魅力などを高めていくことによって、様々な経済投資や大きな会議の誘致、スポーツイベントなどにつながると考えております。そういうことも含め、国際競争力という言葉でくくらせていただきましたけれども、道路や公園は、ただのインフラではなく、そういうことにも寄与していきたいという意味も込め、表現しております。

○木藤委員 ブランド力を高めるといふか、そういう感じなのですよ。

16ページの基本方針2の「みどりの空間を創出」の「の」です。

次に、17ページの真ん中のところの今後の取組内容の例の「ボランティアが参加しやすい」の「が」です。

次に、31ページで、先ほども出てきましたけれども、一番右上の「札幌駅前通重点エリアの多様な活動と調和したみどりづくり」の「み」が抜けています。

次に、36ページの基本方針2で、同じく、「みどり空間の創出」は、「みどりの空間」の「の」が抜けていると思います。

非常に細かいのですが、以上です。

○佐々木会長 きちんとしていただいて、ありがとうございます。

これは、基本方針で使ってしまったような定義のような言葉も含まれているような気がし

たのですけれども、その辺はいかがですか。

○事務局（高橋みどりの推進部長） 確かに、委員がご指摘のとおり、表現に整合が取れていない部分が多数ありましたので、確認の上、修正できるところは修正したいと思います。過去に使っている言葉として完成されたものも一部あるかと思います。それに、「の」を抜いてしまうのは行政表現として非常に多いのですけれども、読みやすさを一義に、修正できるものは対応したいと思います。

○佐々木会長 よろしくお願ひします。

ほかにございませんか。

○上原委員 私も初めてなものですから、的外れな質問でしたら言っていただければと思います。

資料2-1の5番目に、令和5年度から6年度にかけ、大通公園と中島公園の検討を進めますという記載がありますよね。そして、資料2-2の概要版の基本方針の中に民間開発等との連携による魅力的なみどりの空間創出という記載もあるので、その次のページで、重点エリアの中に札幌駅周辺エリアというものがあります。新幹線が2030年の開業に向けて開発が進み始めているところかと思ひます。民間との関係も含め、この地区の検討というのですか、終わってしまってからやってもという思ひがありまして、早めにやらなくていいのでしょうか。

○事務局（高橋みどりの推進部長） たまたま、私は前職でこの仕事をしていたので、多少知っているのです、お答えいたします。

今、駅前では複数の大きく開発事業が進んでおりますけれども、整備された後に空間だ、みどりだと言っても遅いというのはそのとおりで思ひます。これらの事業は、民間開発ではあるのですけれども、法定の再開発事業ということで、法手続きに基づき、容積の緩和や国費の補助など、行政の関与の中で進めていまして、その再開発事業の中で緑化の基準も審査していきます。

また、そういう審査だけでなく、やはり駅前の顔となる主要事業ですから、単に民間がというスタンスではなく、行政としては民間の方とよくお話をしながら、質的にみどりが高まるような開発を求め、民間事業者にも前向きにご対応していただけることとなっております。

駅前のほうはまだ具体的な工事には入っていませんし、資材価格の高騰等でなかなか厳しい時代だということではありますけれども、よりよい再開発と緑化空間が創出されるものと期待しております。

○佐々木会長 今ご意見をいただきましたけれども、これまでの審議会でもスピード感を持って今の再開発に意見や提案ができるような内容でないといけないというような話も何度か出ています。

ほかにございませんか。

○森委員 私も今日初めて資料を拝見したのですけれども、気になるのは豊平川の扱いで

す。

ネットワークの形成という意味におきまして、札幌市のみどりの施策については、明治から広域で都市の中にみどりを入れていくという計画が実現されてきて、大通公園をはじめ、創成川、それから、風致地区を指定し、都市全域でうまくネットワークしているように私は思っております。

その上で、6 ページですが、公園、緑地など都心部の緑化空間という中で豊平川が主な公共緑地という位置づけにある一方、今回、重点区域に入っていないということです。これは何らかのご判断があったのかなと推察するのですけれども、お話をお伺いしたいなと思いましたので、お願いいたします。

○事務局（高橋みどりの推進部長） 森委員がご指摘のように、豊平川の緑地空間というのは、札幌市の都市構造上も景観上も欠かすことのできない非常に重要な空間というか、ラインとなります。

今回ご説明した案件は都心のみどりづくり方針ということですので、どこかでエリアを区切らなければならないため、菱形の範囲を主題的に取り上げさせていただいております。ここだけ語ると狭くなってしまいます。これは豊平川もそうですし、南西部の藻岩山、手稲山等も含めた森林、山岳部もありますので、もっとマクロな観点でみどりを論じなければならないというのはもっともというか、それが土台にあった上で、今回、都心のみどりづくり方針をつくろうということで、大きくさま変わりしようとしている都心でみどりの空間をどうつくっていくかに主眼を置き、取りまとめさせていただきました。

ただ、豊平川緑地につきましては、この図のとおり、非常に都心に近傍で接していますので、今回取りまとめた様々な主要プロジェクトとの連携が問われます。緑地の連携についての概念は口にできるのですけれども、具体的に現場で表現するのは難しいということもあります。しかし、都心のみどりが豊平川の河川の緑地空間にそのままつながっていくようなしつらえや仕掛けを五つ掲げた主要事業の中で意識しながら実現できるよう、今後とも検討していきたいと思っています。

○佐々木会長 ほかにございませんか。

○松島副会長 今回の森委員のご指摘について、都心のみどりづくりなので、都心の位置づけのようなものを第1章の背景と位置づけのところに入れたらどうかと思っていました。

札幌市は周りを山に囲まれており、その中で都心というのが切り離された島のようにある空間ではなく、みどり環境に包まれている都心にどういう役割があるのかを背景と位置づけのところで少し触れていただくと、先ほどのネットワークの話も少し書き込めてくるのではないかと思います。

山とつながることで熊が来るかもしれないという懸念みたいなこともひょっとしたら書けるかもしれないのですけれども、背景と位置づけのところは少し余裕がありそうなので、そこで補足していただくといいのではないかなと思いました。

もう一つ感じたことですが、全体として生物多様性への記述というか、指摘事項があま

り見られない気がしました。ボリュームとしてのみどりの話が中心になっていて、中身と
いますか、質の話があまり出てこない印象です。具体的な計画の中で質のほうは語るの
かもしれないのですけれども、文言として、例えば、自生種を使った、あるいは、多様性
への配慮というようなことをもう少し盛り込んでもいいのではないかなと思います。

ご存じのように、多様性は全然回復していない現状があって、この間に新しく策定され
た国家戦略でも社会変革を日常的に人が意識していこう、そう変えていこうという方向に
かじを切ろうとしていますよね。もちろん、札幌は多様性についてビジョンを定めている
ので、そちらでやってはいるのですけれども、それに関連するこういった施策の中でも多
様性への配慮をもう少し盛り込んだらいいのではないかなと思います。

例えば、街路の花壇についても自生種を使った花壇づくりが行われていますので、そう
いったことも取り入れていくといいのではないかなと思いました。

○事務局（高橋みどりの推進部長） 直せる範囲で、後で松島副会長からもアドバイスを
いただきながら対応したいと思います。

○佐々木会長 後で議論する森づくり基本方針のほうには多様性の話も結構出ていますけ
れども、松島委員がおっしゃるように、確かにこちらではあまり触れられていない気がし
ます。

ほかにございますか。

○伊吾田委員 今年から初めて参加します酪農学園大学の伊吾田です。専門はエゾシカ等
の野生動物管理ですけれども、先ほど野生動物、野生生物に関するご意見がありましたの
で、関連して発言します。

札幌市の都心のみどりを増やす取組というのはすばらしいことだと思います。メリット
が多いと思うのですけれども、一部、デメリットがあって、みどりをネットワーク化する
こと等によってヒグマやエゾシカやキツネ等が市街地の中心まで侵入してしまうリスクが
あるということで、うまくみどりづくりをしないと、そのリスクが増大することが想定さ
れます。

今、全道でヒグマやエゾシカの個体数が増加しておりまして、非常に懸念されているわ
けです。人が襲われたり、家庭菜園や庭木が被害に遭ったり、または、動物についている
ダニが人獣共通感染症を媒介するというようなリスクもあります。これは非常にすばらし
い取組だと思うのですけれども、そうしたリスク管理のこともしっかりと検討し、説明で
きるようにするべきだと思います。

そういう意味では、先ほど指摘がありました24ページの「適切に管理されたみどりの
空間」ですが、これだけだと休憩や散歩等に関する管理なのかなと読み取ることもできま
す。適切な維持管理というのは具体的にどのようなことを想定され、誰が何をするか、現
時点で分かることについて教えていただければと思います。

○事務局（高橋みどりの推進部長） 前回、指摘もあり、この表現にとどめたというこ
とで、適切な維持管理の具体のことまで掘り下げているわけではありません。先ほども申し

上げたように、まず、緑地の整備をしても放置しているというか、管理していないと動物の侵入等の危険があるということで、適切に維持管理することが一歩目だろうということの記述にとどめています。

ただ、ここの記述に関しては意見が多いので、また検討したいと思います。

○事務局（鈴木みどりの管理担当部長） 公園やみどりを管理している立場からお答えいたします。

通常の維持管理であれば、公園の草刈りなど、皆さんが見ているとおりのことをするのにすけれども、今は、生物多様性の絡み、また、真駒内公園近辺に熊が出没しているということで、その近辺の札幌市で管理している公園の草丈が伸びたものの草刈り作業を速やかに行い、野生動物の通り道としづらくするという対応も実際に行っております。このように、必要に応じての草刈りなども含め、今回、適切な管理と表現したということです。

○伊吾田委員 札幌市には市街地に出没する熊や鹿に対応する部署もあり、365日体制でやっていることも承知しているのですけれども、その取組とも連携しながら、今言われたようなリスクのある野生動物を侵入させないという考え方もぜひ積極的に取り入れていただければと思います。

先ほど申しましたとおり、熊や鹿のリスクは個体数の増加によって今後ますます増大すると思っておりますので、積極的な野生動物管理と緑化のデザインとの連携についても突っ込んだ対応を取っていただければと思います。

○事務局（高橋みどりの推進部長） ご指摘の多い表現ですので、ここの吹き出しの記述については訂正したいと思います。

○佐々木会長 よろしく願いいたします。

ほかにございませんか。

○有坂委員 私も初めてこの審議会に出させていただいているので、的外れなことを言うかもしれませんが、発言します。

今回、初めて都心のみどりづくり方針を読ませていただきました。今回、各委員からも表現についてご指摘がありました。こういった方針や計画を一体誰に読んでもらおうとしているのか、どういう想定をされているのか、いつも気になっていました。先ほど行政の言葉遣いだという話もありましたけれども、やはり読んで分かるものにするということが大前提かなと思うのです。

以前、新聞記者をしていたときによく上司に言われていたのは、義務教育が終わる中学生にも分かるような表現にしてくださいということで、先ほどの「の」が入っていないのではないか、こうしたほうがいいのではないかといったご指摘は全くそのとおりだと思いつつも聞いていました。なるべく短くということはよく分かるのですが、読んで分からないと意味がないと思っておりますので、初めて読んだ者にも分かるような書きぶりをしていただければいいのかなと全体を通して思いました。

何度も指摘があった先ほどの24ページのところもそうです。ここで議論されていた方で

あれば、その背景が分かって、言わんとしていることは分かるということでしたよね。でも、それでは駄目なわけです。初めて読んでもその背景が分かるようになっていないと、言いたいことが伝わらないことになってしまうと思います。

先ほど松島委員もおっしゃっていましたが、背景と位置づけのところで、まさにその背景が分かるような、これを読んで、背景と位置づけのところに書いてあったことを言っているのだなと分かるような感じになっていけばいいのかなと、読んだ感触として思いました。

また、根本的なことですが、みどりとは何を指しているのかです。定義とまでは言わないですが、札幌市で言うみどりとは何なのかの説明が全く出てこないのです。これは生物多様性にも関わってくると思うのですが、何でもかんでもみどりがあればいいのかというと、そうではないはずですよ。それこそ、国連の生物多様性条約でも、30by30ということで、国土の30%を保全することを目指しています。札幌市は保全されている地域が30%を超えているということではあるのですが、問われるのは質かなと思っています。その質のところで言うみどりとは何を指しているのか、その説明といたしますか、配慮しているのだということが分かるような記述があるとよいかなと思いました。

都心とはいえ、伊吾田委員もおっしゃっていましたが、野生動物との関わりやどんなふうに札幌市として生物多様性を維持あるいは回復していく都市づくりをしていくのかが分かるようにしてもらえるととてもよいかなと思いました。

それから、教育機関との関わりはどれぐらいあるのかです。パブコメでもボランティア活動がすごく大変だということが読み取れていて、ボランティアの人手不足や資金不足といますか、困っているのだなということがすごく伝わってくるような中身でしたよね。

そこで、例えば、学校教育機関や子どもたちと一緒にそういったまちづくりをしていくといたしますか、都心で植栽するなど、そうしたことがされているのかがよく分からなかったのが、学校単位で木を植えるというのはあるのですが、子どもたちが育てた植物を都心に植えるなど、そういう学校機関との連携みたいなものが都心のまちづくりの中でもできるとよいのではないかなと思いましたが、もしされているのだしたら記述されたほうがよいのではないかなと思いました。

○事務局（小松みどりの推進課長） まず、表現方法に関して、誰を対象にということがございました。

基本方針でも、行政、企業、市民ということで、3本の方針を立てておりますので、もちろん、行政だけではなく、企業や市民の方にも幅広く周知し、趣旨を理解していただきたいという考えの下でつくっているつもりです。ただ、ご指摘のとおり、表現が分かりにくいのではないかとことはごもっともかなと思います。

全ての表現を一から書き換えるのはなかなか難しい面があろうかと思っておりますけれども、本日、誤字脱字も含め、表現に関してご指摘、ご意見をいただきましたので、最終的にはもう少し分かりやすい表現にしたいと思います。

また、計画や方針については、策定して終わりということではございません。指摘していただいた観点は非常に大事だと思いますので、今後の計画や方針策定の際にもそうした視点は反映していきたいと思います。

それから、生物多様性や質の観点からのご意見についてです。

本方針は、そもそも、都心のみどりの量の向上はもちろん、質の向上も重要な視点の一つとしております。生物多様性の記述に関しては方針の中に盛り込んでいるわけではございませんけれども、そういう観点も含めた都心のみどりの質の向上という点については、今後の具体的な事業を進める段において意識しながら取組を進めていきたいと思います。

そして、みどりの定義と申しますか、みどりが何を指すのかが分からないということについてです。

本書の9ページの上段の(3)のみどりの定義ということで囲みの中に記述があります。みどりの定義については上位計画に当たるみどりの基本計画において札幌市におけるみどりとは何ぞやという規定があり、それをそのまま準用しております。

○事務局（鈴木みどりの管理担当部長） ボランティアの関係についてお話をさせていただきたいと思います。

団体の方が高齢化してきて、今までやっていた活動がなかなかできなくなっているというお声を大変多く伺っております。それで、若い人に入ってきてほしいのだけれども、なかなか入ってこないということで、講習会を開催するほか、若者でも参加しやすいような会を催すなど、全市的に取り組んでいるところです。

それから、小学校などが花や苗を種からつくっているという活動についてです。

小学校100校以上に種をお配りし、育ててもらい、都心に限ってということではなく、それを街路樹ますなどの身近なところのます花壇に植えてもらう活動は全市で取り組んでいるところです。

○佐々木会長 ほかにございませんか。

○五十鈴委員 前回もお話しさせていただいたのですけれども、今の学校がどんなことに取り組んでいるかについてです。

私が担当している小学校もそうですけれども、種をいただいて、子どもたちが育てています。育てることをすごく楽しみにしている子どもたちばかりで、そういうことが町内会単位やまちづくりセンター単位でできるといいなとずっと思っていました。

高齢の方が増えてきて、ボランティアが大変だということについて、私も身近で見ているのですけれども、幼稚園や保育園と協働し、高齢者の方と一緒に、ボランティアという大きなものではなくても、子どもたちが未来にというか、後世に向けて活動できるような、みどりづくりは楽しいなと思えるような、そういうお楽しみ企画がいっぱいあると、札幌市内のいろいろな地域でももちろん、大通公園に来て、このお花はきれいだね、この花の名前を知っているよということが増えていったらもっといいのかなと思いました。

それから、前回もお話しさせていただいたのですけれども、概要版の都心のみどりづく

り方針についてです。

とてもいい内容だなと私は思っております。小学校の高学年の子にはちょっと難しいのかもしれませんが、先生方にも勉強していただいて、こうやって札幌市ではみどりづくりを重点的に取り組んでいるエリアがあるのだよと教えるなど、そういうことを身近に感じていけるような社会科や総合的な学習であればいいなと常々思っておりますので、市教委ともいろいろと連携を取っていただけるといいなと思います。

○佐々木会長 非常にたくさんのご意見をいただき、ありがとうございます。今いただいたご意見を踏まえ、可能な範囲で修正していただければと思います。

私ももう5年目になるので、この内容を理解できるようになってしまっているなと感じました。新しい視点で皆さんからご意見をいただいたのは非常に貴重だったと思います。

それでは、修正していただいた上で方針を策定するというところでよろしいでしょうか。

○松島副会長 お時間がないところ、すいません。

先ほどの有坂委員のご指摘で、みどりの定義が分からないということがありましたよね。それは概要版に書いていないからではないかなと思います。多くの人はこれを見るのではないかなと思うのですよ。そのため、概要版にみどりとはどういうものなのかを記載していただいくといいいのかなと思いました。

また、繰り返しになりますけれども、方針なので、やはり、多様性への配慮が文言としても入っているといいのかなと思います。

○佐々木会長 それでは、今のご意見も含め、ご検討をよろしく願いいたします。

次の審議に入る前に少し休憩を取りたいと思います。

11時5分になりましたら再開しますので、よろしく願いいたします。

[休 憩]

○佐々木会長 それでは、時間になりましたので、再開いたします。

本日二つ目の案件の札幌市森づくり基本方針策定についての審議に入ります。

まず、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○事務局（濱岡みどりの活用担当課長） 札幌市森づくり基本方針の策定についてご報告いたします。

本日は、お手元の資料3-1のパワーポイントの資料をメインに報告させていただきます。資料3-2と資料3-4については配付資料とし、本審議会では説明をいたしません。が、ご了承をいただきたいと思っております。

また、本日は新しく委員として参画された方もいらっしゃいますので、本方針の策定に至る経緯や内容について改めてご説明いたします。あわせて、前回の令和4年8月の審議会や令和5年2月に行われた有識者会議でのご意見についてもご説明させていただこうと思っております。30分近くと説明が長くなりますが、どうぞよろしく願いいたします。

まず、これまでの審議会の流れについてです。

前々回の令和4年3月の緑の審議会では全体のアウトライン等についてご報告いたしました。また、前回の令和4年8月の緑の審議会では本方針の具体的な内容を報告させていただきました。

なお、それぞれの審議会の間には、学識経験者などで構成する有識者会議を4回実施しております。今後、庁内調整やパブリックコメントなどを踏まえ、今年度中の策定を目指しております。

本日の審議会は、これまでいただきましたご意見を交えながら、方針の内容をご説明させていただこうと思います。

その前に、1枚物の資料3-3の概要と書かれたものをお出してください。最初にこれでご説明した後にパワーポイントでご説明いたします。

本方針の構成についてです。

当初、本資料は用いない予定でしたが、構成を含め、お話しさせていただきます。

本方針は、札幌市における森林整備や担い手の育成、木材利用に関しての取組方針を定めるものです。この後に詳しくご説明させていただきますが、左側にあるように、社会的動向として、昨今、森林機能の重要性が高まってきており、森林や木材利用に関する法整備と財源が拡充されたということから本方針を策定することといたしております。

札幌市の現状と課題について、森林では、私有林、市有林の9割以上が間伐遅れの状態であるほか、林業の担い手や木材利用、登山道など、それぞれにも課題がございます。

これに対応するものとして、本方針では五つの将来像と施策を掲げております。森林、そして、裏面に移っていただきまして、林業の担い手、スマート林業、木材利用、市民や企業との森づくり活動、自然歩道等の登山道等の五つとなっております。この五つの将来像を具体的に推進するため、白旗山都市環境林の拠点機能強化と推進体制について確保するというところで、二つの取組を示しております。

最後に、森林整備等の財源である森林環境譲与税の利活用に関する基本的な考え方についても示しています。

以上が本方針の全体的な構成となっております。

それでは、パワーポイントに戻って、また説明させていただきます。

本日は、方針全体について、このような流れでご説明いたします。

まず、背景についてです。

1点目は社会情勢ですが、近年、SDGsや豪雨災害などの増加による土砂災害防止機能や水源涵養機能への期待等、森林の重要性が増しているところです。また、最近では、国土交通省が今月策定したグリーンインフラ推進戦略2023においても木材利用の推進が掲げられるなど、様々な施策にとって森林や木材利用の役割は重要な位置づけになってきております。

2点目は、森林環境譲与税の開始です。令和6年度から森林環境税を国民1人当たり年

1,000円徴収し、森林環境譲与税として自治体に譲与することで、森林整備や木材利用等に活用するというものです。

3点目は、平成31年に施行された森林経営管理法です。この法律について重要な点が二つほどございます。一つ目は公有林、私有林に適切な管理が義務づけられたこと、二つ目は、私有林の整備を市町村に委託することが可能になったことと併せて、市町村がこの法律に基づく適切な措置を講ずるよう努力義務が課せられたことです。

4点目は、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」です。これは、公共建築物等の木材促進法が改正になったもので、木材利用が脱炭素社会の実現に資することを明記するとともに、木材利用促進の対象に民間建築物を加えたものです。

以上のように、森林施策の重要性の高まりとそれに対する法整備等が整ってきた状況を踏まえ、札幌市におきましても森林施策を計画的により一層進めていく必要があることから札幌市森づくり基本方針を策定することに至ったということです。

続きまして、本方針の位置づけです。

札幌市森づくり基本方針は、第4次札幌市みどりの基本計画の下位である方針です。そして、札幌市みどりづくり基本方針を基に、今後、森林、林業の各種施策が実施されていくこととなっております。その他、札幌市の関連計画や北海道、全国の計画とも連動したものとなっております。

本方針の対象は、札幌市内の私有林と市有林の森林整備、林業の担い手、道産木材の利用促進、登山道などの取組となっております。

それでは、ここから森林整備の状況や将来像などについてご説明いたします。

まずは、森林の状況です。

札幌市は、国有林が市域の50%、私有林と市有林で市域の14%を占めており、合わせて64%が森林となっております。天然林と人工林の割合については、私有林と市有林の全体の25%が人工林となっております。

なお、最も大きな面積の人工林は、スライドにもありますとおり、市有林の白旗山となっております。

次に、私有林と市有林の現況ですが、75%が樹齢51年を経過しており、材としては今が伐り頃となっております。人工林の樹種については、よく知られるスギ、ヒノキではなく、北海道ではカラマツやトドマツが中心となっております。

次に、札幌市の森林の課題についてお話しさせていただきます。

人工林では、最初に密に苗を植えるため、成長に伴い、間の樹木を間引く間伐が必要となっております。ところが、現在、札幌市の私有林と市有林では、間伐遅れが大きな課題となっております。間伐遅れになると、光が差し込まず、下層植生が生育しないため、水源涵養や土砂流出防止の機能が低下してしまいます。また、幹は細長く、風や雪に弱い森林となってしまいます。このような間伐などの手入れがされていない人工林が札幌市では

私有林の9割、市有林の8割となっており、整備が必要な状況となっているのが第1の課題です。

次に、近年では、エゾシカの食害がひどく、新しい木が成長できない傾向も整備上の課題となっております。例えば、これまでは、手入れ不足の人工林を間伐すれば日の光が入って広葉樹が生え、天然林に向けて成長していったところですが、近年では新しく生えてきた広葉樹が次々にエゾシカの食害に遭ってしまうといったことが報告されております。

以上の森林の現況、課題に対し、基本方針では、まず、森林の将来像を設定いたします。前回の審議会でもいただいたご意見では、森林の将来像は、保全された天然林と健全な人工林のみなのか、本方針における針広混交林及び天然林の定義を再検討してほしいとのご意見を賜りました。

そのご意見を踏まえ、その後に開催された4回目の有識者会議では、時間軸を入れて森林の状況を整理できないか、100年後を目標として区切るとよいのではないかと、定義は林野庁が示すものを参考に札幌市としてこう考えたいというものを説明すればよいのではないかなどの意見を賜りました。

これらの意見を踏まえ、今後の森林の将来像についてまとめました。

この方針では今後100年を見据えた森林の将来像を設定することとしました。現在、様々な状況の森林がありますが、これらの保全や整備を行い、100年後には、保全された天然林、天然林へ移行段階の森林、健全な人工林になる姿を想定し、最終的には保全された天然林や健全な人工林を目指すことといたしました。

なお、本方針では二つの将来像をベースといたしますが、実際の利活用で里山的利用や市民のレクリエーションを目的とした森林など、多様な在り方についても想定していきたいと考えております。

将来像の一つ目の健全な人工林については、植栽により成立した森林で、間伐や主伐、再造林などの森林整備を適切に行い、CO₂吸収や木材生産等の多面的機能を発揮している森林のことを言います。

将来像の二つ目の天然林へ移行段階の森林については、針葉樹人工林の森林が保全された天然林に向けて移行している途中の森林で、間伐の実施等により広葉樹が生えてきた状態等の森林を指しております。

なお、前回の審議会でご意見のあった針広混交林という言葉については、針葉樹の人工林を間伐して広葉樹を成長させることのほか、北海道の本来の天然林は針葉樹と広葉樹が交ざっている状態であることの二つの意味があり、誤解を招くことから、本方針の将来像においては針広混交林という言葉を使用することは避けております。

将来像の三つ目の保全された天然林については、土砂災害防止、水源涵養、生物多様性保全の機能など、森林の持つ機能が十分に発揮された森林となります。原則、人の手を加えず、保全に努めます。本方針では、天然更新を促す補助的作業を実施した経歴がある場合も将来的に手つかずに育つ森林は天然林として扱うこととしております。

本方針では、このような将来像を設定いたしますが、特に私有林をこの将来像に誘導していくため、森林整備の基本形を定めたいと考えております。森林の現況を把握し、将来像を選択すれば、森林整備の基本形が示されますので、札幌市全体でよりよい森林整備が行われることを期待しています。

ここからは森林整備における具体的な取組についてご説明いたします。

まず、私有林の森林整備ですが、手入れ不足の私有林の森林整備を進めていきます。

私有林整備において、札幌市では、森林経営管理制度を活用することといたします。

森林経営管理制度とは、間伐遅れなどによって森林の公益的機能が発揮できていない人工林を対象に、森林所有者の意向を確認した上で札幌市に森林の整備等を任せてもらうものです。市に任せてもらった後は、林業経営者に長期間再委託したり、札幌市が直接取り扱ったりする場合があります。

前回の審議会で経営管理の判断はどのように進めていくのかという意見を賜りました。札幌市では、事前調査により森林整備の必要性を確認し、既に針広混交林化が一定程度進んでいる場合は、森林経営管理制度による森林整備を実施せず、経過を見守ることといたします。そのような判断を踏まえ、整備が必要な森林は札幌市に経営管理を委ねる形となります。その後、林業経営に適した森林は林業事業体に再委託できることとなりますが、それがかなわなかった場合は札幌市が自ら管理することとなります。

その他、私有林の森林整備の施策として、札幌市独自の森林補助事業を令和3年度から開始しております。これは、札幌市の森林の状況等に合う補助制度で、対象は、間伐、作業道敷設、機械レンタル、森林調査となっておりますが、今後は植樹や食害対策についても補助を検討していきたいと考えております。

次に、市有林の施策です。

今後、市有林については天然林保全と人工林経営の両方を進めていきたいと考えております。

天然林については保全に努めることを基本といたします。これまで、札幌市内の都市環境林として買い取り、札幌市の公有化を進めてきましたが、昨今、開発リスクが低下してきていることから、原則、公有林化は行わないこととします。

人工林については効率的な木材搬出が可能な市有林は人工林経営を実施するものいたします。その代表として白旗山都市環境林とその周辺が挙げられます。それ以外の人工林については間伐を進め、天然林を目指していきたいと考えております。

次に、森林整備についてです。

ここで1点訂正がございます。

パワーポイントの中で0.15トンと表記しておりますが、実際は0.15万トンとなりますので、訂正させていただきます。

前回の審議会で人工林をどれぐらい育てれば吸収源として機能を発揮するのか、定量的に把握できるグラフを表記しなければならないとのご意見を賜りました。

現在策定中の第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン2023の事業目標では、私有林、市有林におけるCO₂の吸収量を5年間で0.15万トンCO₂とする予定としております。森林においては放置されている人工林を5年間で309ヘクタール森林整備する予定としております。

グラフなど、視覚的なものについては今後作成し、本書に載せたいと考えております。続いて、生物多様性・獣害対策の検討についてご説明いたします。

エゾシカの食害対策については、エゾシカの捕獲や侵入防止ネット設置等を実施することとし、関係機関と協力しながら進めてまいります。

次に、ヒグマ対策に応じた森林整備ですが、さっぽろヒグマ基本計画2023と連携した取組を実施することを考えており、現在検討を進めているところです。

最後に、2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする国際的な目標である30by30における保全地区等については、生物多様性さっぽろビジョンと連携し、保護地域等の設定における方向性が決まってくるものということで検討しているところです。

森林整備の取組は以上ですが、ここでまとめさせていただきます。

まずは、手入れ不足の人工林という課題に対して将来像を設定し、森林整備を推進していきます。ただ、森林整備の推進の中にも課題がございます。これまで森林の整備が進まなかったこと、エゾシカの食害など、森林整備の様々な課題に対して取組を実施し、森林整備を推進していくという考えでおります。

次に、林業担い手の確保とスマート林業についてご説明いたします。

まずは、森林、林業の担い手の状況について見ていきます。

昭和35年をピークに就業者数は下り傾向にございましたが、ここ15年は微増しているところです。しかしながら、今後、大きく増えるであろう森林整備量に対して対応できないのではないかと考えております。また、担い手の高齢化についても課題となっております。

このような森林の担い手の現況に対し、スマート林業を導入し、森林整備に必要な労力の負担が下がるような取組をしながら林業の担い手を様々な視点から増やしていくこととしております。

具体的な取組ですが、1点目はスマート林業への取組です。写真にあるデジタル計測やドローンの活用のほか、林業の作業は事故等が比較的多いことから、安全対策の観点で作業の機械化に対しても支援を行っていきたいと考えております。

2点目は、担い手に対する検討です。担い手の確保、育成として、通年雇用を増加させる取組や従業員育成のための支援を行います。また、安定的な事業発注と異業種からの参入として、業務量の見通しの公表のほか、造園業や土木業の事業者の林業参入に関する仕組みなどについても検討していきたいと考えております。

続いて、道産木材の利用の促進についてご説明いたします。

札幌市では、道内の森林の木材を道内で加工した道産木材の利用促進を進めています。

札幌市では、小・中学校などの公共建築物における木材利用を早くから積極的に進めてまいりました。今後は、公共建築物のみならず、民間建築物における利用も促進していきたいと考えております。

また、道産木材の中でも札幌市産材の地産地消を進める取組も行いたいと思っております。市産材の量は多くはないのですけれども、木育などの普及啓発の効果が高いところに使うことで道産木材全体の利用を促進することが狙いです。

次に、普及啓発については道産木材を選ぶという選択肢があることについての市民の認知度を上げていきたいと考えております。

前回の審議会で、木材利用に関して、札幌市としての役割はとのご意見を賜りました。こちらについては、日本全体への貢献として、国産材の利用を促進することも大切であると考えておりますが、北海道における木材の一大消費地としての札幌市の役割も重視し、道産木材の利用を推進していきたいと考えております。

木材利用のまとめとなります。

人口の多い札幌市は道産木材利用を推進していく必要があると考え、利用量を増進する取組と普及啓発を進める取組の両面から推進していければと考えているところです。

次に、市民や企業との森づくり活動です。

前回の審議会では市民は森林整備というものに対して認識があまりないのではないかとのご意見を賜りました。多くの方が自ら森林に関心を持ち、森づくりを体験できるよう、多様な森づくり活動を推進していきたいと考えております。具体的には、森林ボランティア支援や木育の推進等です。

次に、自然歩道と市民の森についてです。

自然歩道は、自然の中を散策できるよう、森林の土地を無償で借りて整備した登山道として、藻岩山や円山、手稲山など、全部で札幌市内に8ルートです。市民の森は、市民が散策などで自然と触れ合うことができるよう、森林の土地を有償で借地している森として、西野や盤溪など、全部で6地区です。

自然歩道や市民の森の利用状況についてですが、円山、藻岩山、三角山の三つの自然歩道のルートの利用が多い状況となっております。

その他、課題といたしまして、老朽化した施設が増えていること、また、市民の森については、所有者の相続によって連絡が取れなくなり、契約更新が困難な箇所が見受けられてきているということがあります。

具体的な今後の取組についてです。

まず、自然歩道では、登山の難易度を色分けし、利用者が実力等に合ったコースを選択できるようにすることで安全性を高めるほか、登山道らしい道を維持する方向を持ち、過度な整備は避ける取組を行いたいと思っております。

次に、市民の森の取組では、まず、今は所有者が行っている市民の森の森林整備について、森林経営管理制度による整備に移行し、これまでよりも森林の機能を効果的に発揮し

ていくようにしていきたいと考えております。また、散策路についても、利用者数や駐車場の有無など、立地条件を勘案し、存廃を検討していきたいとも考えております。

次に、森林整備や道産木材利用促進など、これまで説明してきた将来像や施策の実現のために行っていく取組を2点ほどご紹介させていただきます。

一つ目は、白旗山都市環境林の取組です。

白旗山都市環境林は1,061ヘクタールございますが、人口の多い政令指定都市の中でこれほどまとまった市有林の人工林を有するのは札幌市が唯一となっております。また、勾配が緩く、作業道の路網が多くあることから、人工林施業に適した森林となっております。さらに、多くの市民がレクリエーションとして利用している森林でもあり、普及啓発等、さらなる利活用が望める森林となっております。

そこで、施策の方向性としては、白旗山のポテンシャルを生かし、本方針の取組を推進していくことといたしました。

一つ目に、森林整備については研究機関との協働も含めた多様な施業方法による森づくりを進めます。二つ目に、散策路としては、林業、環境教育としても利用しやすい散策路を整備していきます。三つ目に、道産木材利用促進では、白旗山産の木材事業の検討を行い、例えば、小学校の図工用の工作キットを製作し、小学校の授業を通じて普及啓発を図るといったものにも取り組みたいと考えております。

このほか、多様な主体との連携や林業の担い手育成の場としての活用も進めていきたいと考えております。

次に、将来像実現のための取組の2点目として、推進体制の確保を行っていきたいと考えております。

大学や周辺市町村などとの連携、森林や林業の知識を有する林政アドバイザーの雇用など、札幌市の体制強化を実施していきたいと考えております。

次に、森林環境譲与税の利活用についてご説明いたします。

本市では、森林環境譲与税は主に森林整備や木材利用に活用してまいりました。令和3年度までは、譲与分を活用し切れず、一部を基金に積み立てておりましたが、令和4年度は、活用額が譲与額を上回っている状況であり、森林に係る様々な事業に活用しております。

実際の令和4年度の活用事例を見ていきます。

まず、森林整備に関しては、令和4年度からは、市有林整備での活用を開始し、白旗山などで主伐や間伐を行い、森林整備を拡大しております。また、木材利用の拡大も行いました。中央区にある子育て支援センターちあふる・ちゅうおうにおいて屋内の壁や床などに道産木材を活用いたしました。また、東区丘珠にあるさとらんどでは、道産木材の木製アスレチック遊具を導入し、将来を担う子どもたちへの普及啓発につなげております。

本方針における森林環境譲与税の利活用に関する考え方についてご説明いたします。

まず、森林環境譲与税の使途の範囲は、本方針に示す取組とした上で、新規施策や拡充

などに活用いたします。また、優先度としては、森林整備への充当を最優先といたします。その上で、札幌市が木材の一大消費地であることを考慮し、木材利用に関することを一定程度確保していきたいと考えております。また、木材利用に関しては基本的に道産木材の利用を対象といたします。

最後に、本方針の全体構成についてです。

札幌市には、法律で市町村が策定することとなっている札幌市森林整備計画で施業森林区域や施業の方法、間伐や主伐、造林などの施業基準、作業路網の整備に関する事項などを定めております。前回の審議会ではこの札幌市森林整備計画を包括する形で本方針を構成することとしてご説明いたしましたが、庁内調整の結果、森づくり基本方針と札幌市森林整備計画とは分離させ、独立する形で構成することといたしております。

説明は以上となります。

○佐々木会長 それでは、今の森づくり基本方針について、皆さんからご意見やご質問があればお願いいたします。

こちらも前回の審議会でご意見を反映された内容になっているということです。

○上原委員 資料3-1のスライド11に間伐遅れの状態とあり、今、3,365ヘクタールということでした。そして、スライド21では、人工林をどのぐらい育てればということで、放置されている人工林を5年間で309ヘクタール整備するという記載があるわけです。

年間60ヘクタールぐらいと理解しましたが、間伐遅れの約3,000ヘクタールについて、全部ができるわけではないでしょうけれども、カバーする最初の5年間の数字ということなのではないでしょうか。それとも、本当はもっとどんどんやらなければいけないのだけれども、最初に5年はこれでやって、それからというような位置づけなのではないでしょうか。

○事務局（濱岡みどりの活用担当課長） 年60ヘクタールとしておりますが、担い手を札幌市からお願いするというところの数字かなと思っております。しかし、担い手や林業事業者を増やすというようなことで徐々に増やしていきたいと考えておまして、60ヘクタール、309ヘクタールというのはビジョンの5年間ですけれども、この計画でいくと最初の10年間の目標ということで考えております。

○上原委員 これから頑張ってくださいと思います。

もう一つ、スライド5の森林経営管理法の（2）の市有林の整備は市町村に委託可能とされているところについてです。その後の説明でもこれから市がいろいろなことを担っていかねばいけないというお話もあり、最後に体制の話もあったのですが、市に期待するといいますか、やっていただきたい、あるいは、求められていることが大変あると思います。しかし、そこで心配するのが体制です。森林環境譲与税を使えるのかどうかはよく分かりませんが、そういう人的な体制の充実にはもう取り組んでいらっしゃるのでしょうか。

仕事はたくさんあり、その人手があれば、お金も多分あると思うので、いろいろなもの

が進むのだと思うのですが、現実的にはどうなのでしょう。

○事務局（濱岡みどりの活用担当課長） 森林環境譲与税が始まって、体制も若干は強化しているというところですが、委員のおっしゃられるように、これから先増えていくであろう森林経営管理制度への対応については、知識や人数も含め、かなり難しいところがあると思っております。しかし、できる範囲でどれだけやっていくかということが私たちに課せられたものですので、今できることを進めていき、徐々に体制を整えていきたいと考えているところです。

○上原委員 期待しているところは大変大きいものですから、ぜひよろしくをお願いします。

○佐々木会長 ほかにございませんか。

○河原委員 資料3-1のスライド37の③の白旗山産材事業の検討のところですが、小学校等へのキットによる普及啓発はもうされているのですか。

また、④の多様な主体との連携についてです。大学や研究機関との連携と書いてありますけれども、これはこれから取り組むのか、それとも、継続が必要なのか、もしそういうことでしたら継続という表現を付け加えてもいいのではと思いました。

○事務局（濱岡みどりの活用担当課長） まず、一つ目の小学校の図工キットによる普及啓発についてです。

これは市教委と話をしていますし、試作品等の開発も含め、今、実際に進めております。ただ、最初から全部の小学校にというわけにはいきませんので、試験的に始めたいということで協議を進めているところでして、これから先、徐々に広げてやっていければと思っているところです。

ただ、図工キットを配るだけではなく、それがどういうところから来たのか、白旗山でどう育ってきたのかなども分かるようにといたしますか、子どもたちが学習できるように、そういったプログラムも含め、考えております。

次に、多様な主体ということについてです。

小学校や研究機関、あるいは、大学など、そういったところの意見を聞きながら進めているところです。また、森林組合等も含めて、担い手のことも進め、それから、民間事業者からも意見を聞きながら、どう進めていくことがいいのか、どういった形なら進めていけるのかなど、ヒアリング等を行っているところです。

○佐々木会長 既に取組があるような事例があれば、連携強化という表現のほうがよろしいのではないかという話でしたが、いかがですか。

○事務局（濱岡みどりの活用担当課長） 既に始めていますので、連携強化という表現に直させていただこうと思います。

○佐々木会長 ほかにございませんか。

○森委員 この分野のことは専門外なので、一般論をお伺いすることになるかなとは思いますが、天然林の公有地化は原則行わずということについてです。

一方で、今日のご説明されないということでしたが、資料3-4の12ページの都心部か

ら近い位置に天然記念物として指定されている藻岩山や円山があるのも特徴だという文言があります。開発の可能性がないので、公有地化する必要がないというご判断は一定程度理解できるのですけれども、都心部に近いところの私有林、あるいは、藻岩山や円山の近くの天然林に関しては、今後、50年、100年という年限を経れば天然記念物に近くなる可能性もあるのではないかと思いますのですけれども、どのように捉えたらいいのでしょうか。

今回は方針ですので、細かい部分までは考えていないのかもしれませんが、全体的な話がある一方、そういった大事な天然記念物がある札幌市ですので、それに対する方針といいますか、どういうお考えであるのかをもう少しお聞かせいただきたいと思いました。

○事務局（濱岡みどりの活用担当課長） 開発圧力が減ってきて公有林化をもうしないですということについてです。

公有林化の図面はないのですが、札幌市はまちなかから見えるような森林について開発されると、まちなかから開発されている山が見えてしまうということで買っているところでして、三角山は、土砂取り場とし、土を取っていたのですけれども、札幌市が買い取るなど、そういったことを今まで行ってきました。ただ、おっしゃられるような円山の原生林の隣などに買われてしまうような民有林と言われるものがあるかということ、そういったものがない状況です。

今後、どうなっていくか、また、先ほど都心のほうでもありましたけれども、人口減少ということもあり、どうやって都市が縮小していくかも考えていきますと、これから先、郊外にある森林を公有化していくということではなく、今、民間の方たちが持っている私有林について、経営管理制度において、札幌市に委ねていただいて、それを適切に管理していく方向に振っていきたいと考えております。

円山のような原生林をまちなか近くでどこまでつくっていくかというまでの視点は持ってはいないのですけれども、私どもで目標にしているいわゆる天然林に持っていければということなのです。

なお、原生林というのは、今まで一度も切られたことがない、手が加わったことがないものになります。原生林には私どもの想定している天然林になり得るところではないと思うのですけれども、そういったものに近づけていきたいといいますか、この方針ではそれを天然林と表現していると捉えていただければと思います。

○森委員 時と場合によることもあろうかと思いますし、原則というのがどこまでのものなのかは分かりませんが、やはり、住環境としてはいい場所で、今後、人口が減少するからといって野放しにする場所でもないようにも思いますので、そういった視点は共有できたらなと思いました。

よろしく願いいたします。

○佐々木会長 開発されるような可能性が出てくれば、また検討されるということでした。

ほかにございませんか。

○猿子委員 林業の担い手についてお聞きします。

林業は大変な作業だと思うのですが、将来的にきちんと森の整備ができるような人材を育成するのであれば、林業の学校や、そういった場所を提供し、将来的に食べていけるような人材の育成なども含め、この方針案では考えているのでしょうか。

もう一つ、私は野鳥の会の観察会などをやっているのですが、森の中に天然林が増えると鳥の種類もたくさん増えますし、花や動物も非常に増えてきて、そういうものを見に来るといえることがあるのですね。特に、今、シマエナガという北海道にしかいない鳥が大人気になっていまして、シマエナガなどの北海道にしかいないものを見たいという方が本州からたくさんやってくるのです。

そこで、北海道の森は本州と違って特別に来る価値があるのだよという発信をしていく予定はあるのか、それを考えていただけたらなと思いました。

○事務局（濱岡みどりの活用担当課長） まず、林業の担い手についてです。

札幌市内で林業の担い手の人たちを一からつくっていく、勉強していただくというのはなかなか難しいので、北海道が旭川でやっている北の森づくり専門学院にうちの職員が講師で行くなど、協力して進めているところではございます。

また、林業に従事したいとおっしゃっている方の研修を北海道でやっているのですが、実習場所として白旗山を提供し、そこで実習を受けて、林業の担い手になっていただくというようなご協力等もさせていただいており、ひいては札幌市の林業事業者となつていただくという感じで進んでいければと考えているところです。

もう一つ、観察会についてです。

私どものほうでの直接のものはあまりないのですが、今、鳥だけではなく、白旗山市民の森で観察会はやっております。道外の方にまで知らしめられているのかなというところはあるのですが、白旗山での観察会等は今でも実施しているところです。

なお、これから白旗山をどうやっていくかはこの方針の策定後に考えていきたいと思っているので、その中でそういったことも実施していければと思います。

○佐々木会長 私が司会に不慣れで、時間となりました。

ほかにもご意見がたくさんあるかと思うのですが、ほかによろしいですか。

（「なし」と発言する者あり）

○佐々木会長 今のとおり、どんどん情報発信したほうが良いという話も結構あるので、ぜひ情報発信もしていただけたらと思います。

全国でも森林環境税の使い道については非常に困っていて、ただお金がたまっていくだけというような話もよく聞きますが、札幌市はそういった中できちんと使っているということで全国的にも見本になると思いますので、ぜひ頑張ってくださいと思います。

そして、普通、こういう話は林務課というような林業専門の課がやるのですが、札幌市は建設局の中でやっているということで、非常に大変だと思うのですが、少しずつでも実績を積んでいただけたらなと思っています。

それでは、森づくり基本方針については、この後、今日いただいた意見も反映していただき、また、パブコメも実施する予定とのことでしたが、よろしく願いいたします。

最後に、全体を通してご質問やご意見はございませんでしょうか。

○犬嶋委員 本日は、ありがとうございました。

今、会長からもお話がありましたけれども、情報発信についてです。

担い手の確保はどの業界でも大変難しいのですが、スライド25にここ15年は微増とあるのです。これは関係各所がものすごく努力をされてのことだと思うので、ぜひ、こういうところは大きくといいますか、もっと皆様に伝わるように発信されたらよろしいのではないかなと思います。

また、スライド27のデジタル化についてですが、どの業界も担い手の確保が厳しい中、日本を挙げてどんどん進めているところです。そういう取組などもテレビで随分やっておりますけれども、ぜひもっと皆さんに伝わるように出していただければと思います。

そして、スライド29の道産木材のことも官民を挙げてやっているもので、例えば、認定こども園も今は道産木材が使われて建設されております。そういうものもホームページで分かるようにしていただけるとよろしいかなと思いました。

○佐々木会長 活発にご意見をいただきました。時間が足りず、司会が不手際で申し訳ありませんでした。また審議会は開催されると思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

それでは、事務局にお返しします。

8. 閉 会

○事務局（小松みどりの推進課長） 本日は、長時間にわたりましてご議論をいただき、本当にありがとうございました。

今後の審議会についてですが、冒頭に説明しました大通公園、中島公園の在り方に関する検討状況のご報告を申し上げる予定です。詳細が決まりましたら事務局から正式なご案内を差し上げたいと存じます。

それでは、以上をもちまして本日の第94回みどりの審議회를終了いたします。

本日は、ありがとうございました。

以 上